

岐阜県建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査要領の改正に伴うQAについて

岐阜県技術検査課建設業係

NO.	分類	質問	回答
1-1	全般	改正後の主観的事項審査の審査要領はどこで確認できますか？	・以下のリンク先から確認できます。 < https://www.pref.gifu.lg.jp/page/450.html >
1-2	全般	改正後の主観的事項審査の基準はいつから適用されますか？	・令和7年1月1日から適用されます。 ・岐阜県建設工事入札参加資格者名簿には、令和7年4月格付時から反映されます。
1-3	全般	新しい主観的事項審査の審査基準の申込み方法や申請時期はいつから始まりますか？	・令和7年1月上旬～1月末を予定しています。 ・申請受付の案内は、令和7年1月上旬までに岐阜県入札参加資格申請の際に登録したメールアドレス宛てに送付いたします。
1-4	全般	他の市町村でも主観的事項審査の基準改正を予定していますか？	・各市町村にお問合せください。
2-1	ISO認証取得	今までは「ISO9000シリーズ」を認証取得と記載されていましたが、今回の改正では「9001」と記載されています。「9001」のみが対象となりますか？	・ISO9000シリーズの中で、ISO9001が唯一の認証規格となっているためISO9001のみが対象となります。
3-1	建設人材育成への取組状況	「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」の制度概要や届出・申請方法が知りたいですが、どこで確認できますか？	・以下リンク先から確認できます。 < https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16208.html > ・制度に係ることで不明点がある場合は、岐阜県県土整備部技術検査課建設人材育成係までお問合せください。 電話：058-272-8499（直通）
3-2	建設人材育成への取組状況	「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」で「シルバーランク」に認定されました。加点される点数は、「岐阜県建設人材育成企業」の登録（5点）と「シルバーランク」（15点）の合計20点が加点されますか？	・重複しての加点は行わないため、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」に認定されている企業は、「岐阜県建設人材育成企業」の登録の5点分は加点されません。
3-3	建設人材育成への取組状況	「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」と「岐阜県建設人材育成企業」の申請期限はいつですか？	・申請期間は、令和6年7月1日から令和6年8月30日となっています。 ・令和7年度の入札参加資格に対する審査で加点されるには、8月30日までに申請してください。
3-4	建設人材育成への取組状況	主観的事項審査の確認資料は何を提出すればよいですか？	・「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定証」又は「岐阜県建設人材育成企業登録通知書」の写しを提出してください。
3-5	建設人材育成への取組状況	「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定証」がA3サイズ以上のため写しの提出が難しいですが、どうすれば良いですか？	・コピーが難しい場合は、写真での提出を認めています。
4-1	脱炭素社会ぎふへの取組状況	「G－クレジットの森・応援パートナー登録制度」の概要や申請方法が知りたいですが、どこで確認できますか？	・G－クレジットの購入や普及啓発を通して、岐阜県の森林づくりを応援いただく企業等を「G－クレジットの森・応援パートナー」として、岐阜県が登録・公表するものです。詳しくは以下のリンク先をご確認ください。 < https://www.pref.gifu.lg.jp/page/354037.html > ・登録される場合は、岐阜県林政部森林活用推進課森林吸収源対策室緑化推進係へ登録申請書を提出してください（オンラインでも受付けています。右記QRコードから申請できます）。 なお申請は随時受付けています。 申請書提出先： 岐阜県林政部森林活用推進課森林吸収源対策室緑化推進係 電話：058-272-1111（代表）（内線4349） 

NO.	分類	質問	回答
4-2	脱炭素社会ぎふへの取組状況	G－クレジットは、どこで購入できますか。また、いくらですか？	【令和6年9月17日更新】 ・G－クレジットの購入は相対取引ですので、直接G－クレジット制度運営事務局のHPに掲載されたG－クレジット創出者と、購入量や価格について交渉してください。 ・G－クレジット創出者は、以下のリンク先（G－クレジット制度運営事務局HP）から確認できます。 < https://gcredit-gifu.jp/list/ > ・なお、令和6年度に認証したG－クレジットは、すべて完売しています。令和7年夏頃に、新たにG－クレジットが認証される予定です。
4-3	脱炭素社会ぎふへの取組状況	要領に「G－クレジットの森・応援パートナー登録制度」に登録され、前年の1月1日～12月31日の間に、G－クレジットを5t-CO2以上購入した場合に10点加点すると記載されていますが、今から申請しても間に合いますか？	【令和6年9月17日更新】 ・「G－クレジットの森・応援パートナー」への登録申請は随時受付けています。また、G－クレジットはいつでも購入可能です。なお、令和6年度に認証したG－クレジットは、すべて完売しています。令和7年夏頃に、新たにG－クレジットが認証される予定です。 ・時間がかかる場合がありますので、余裕をもって手続きしていただきますようお願いします。
4-4	脱炭素社会ぎふへの取組状況	「G－クレジットの森・応援パートナー登録制度」に登録してから、G－クレジットを購入する必要がありますか？	・G－クレジット購入後に、「G－クレジットの森・応援パートナー」に登録されても、対象となります。 ・ただし、前年の12月31日現在で、「G－クレジットの森・応援パートナー」として登録されている必要があります。
4-5	脱炭素社会ぎふへの取組状況	主観的事項審査の確認資料は何を提出すればよいですか？	・「G－クレジットの森・応援パートナー登録証」及び「森林由来のカーボン・クレジット購入証明書」の写しを提出してください。
4-6	脱炭素社会ぎふへの取組状況	「森林由来のカーボン・クレジット購入証明書」は、どこで発行を受けることができますか？	・G－クレジット制度運営事務局で発行されます。 ・時間がかかる場合がありますので、余裕をもって手続きしていただきますようお願いします。 ・詳細は、G－クレジット制度運営事務局にお問い合わせください。 電話：058-201-5112　平日（月～金）9:00～17:00 E-mail:gcredit-gifu@g-moriren.or.jp
4-7	脱炭素社会ぎふへの取組状況	工事成績評定の「森林由来のカーボン・クレジット購入証明書」を、主観的事項審査の「森林由来のカーボン・クレジット購入証明書」として使用できますか？	【令和6年9月17日更新】 ・使用することはできません。 ・工事成績評定と主観的事項審査とは、必要となる「森林由来のカーボン・クレジット購入証明書」の様式が異なりますので、それぞれに必要な「森林由来のカーボン・クレジット購入証明書」の発行を受けてください。
4-8	脱炭素社会ぎふへの取組状況	主観的事項審査で「森林由来のカーボン・クレジット購入証明書」の発行を受けたG－クレジットは、工事成績評定の「森林由来のカーボン・クレジット購入証明書」としても発行を受けることはできますか。	・クレジットの有効期限内であれば工事成績評定でも「森林由来のカーボン・クレジット購入証明書」の発行を受けることができます。 ・ただし2つ以上の工事で、工事成績評定の「森林由来のカーボン・クレジット購入証明書」の発行を受けるには、工事ごとに5t-CO2以上の森林由来のカーボン・クレジットの購入が必要となります。

NO.	分類	質問	回答
5-1	S D G s の達成に向けた取組状況	「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」の制度概要や応募方法が知りたいですが、どこで確認できますか？	・以下リンク先から確認できます。 < https://www.pref.gifu.lg.jp/page/302783.html > ・制度に係ることで不明点がある場合は、岐阜県清流の国推進部SDGs推進課企画連携係までお問合せください。 電話：058-272-8251（直通）
5-2	S D G s の達成に向けた取組状況	主観的事項審査の確認資料は何を提出すればよいですか？	・「ぎふS D G s 推進パートナー登録証」の写しを提出してください。
5-3	S D G s の達成に向けた取組状況	前年の1 2 月 3 1 日現在において「ゴールドパートナー」、「シルバーパートナー」に登録されている必要があるようですが、いつまでに申請すれば令和7年度の入札参加資格に対する審査で加点されますか？	【令和6年8月23日更新】 ・令和7年度からの入札参加資格に対する審査で加点されるには、令和6年度第2回募集までに登録いただく必要があります。令和6年度第2回募集の申請期間は、令和6年9月2日～10月18日までです。
6-1	ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	改正前の基準では、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」とだけ記載されていましたが、改正後は「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度（タイプⅡに限る）」と記載されています。具体的に、何が異なるのですか？	・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定していない企業が登録する「タイプⅠ」と、策定している企業が登録する「タイプⅡ」があります。改正後の基準では「タイプⅡ」のみが加点対象となります。
6-2	ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	改正前の基準では、常時雇用従業員数が3 0 0 人以下の県内業者で前年の1 2 月 3 1 日現在において、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」（旧「岐阜県子育て支援企業登録制度」）に登録している場合は加点対象となりましたが、改正後は加点対象外ですか？	・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度（タイプⅠ）」は、加点対象外となります。 ・改正後は「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出後に、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度（タイプⅡ）」に登録した場合に加点対象となります。
6-3	ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	改正前の基準では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出している場合は加点対象となりましたが、改正後は加点対象外ですか？	・改正後は「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出後に、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度（タイプⅡ）」に登録した場合に加点対象となります。
6-4	ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」に認定された企業は、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」に登録されているので1 5 点加点されますか？	・重複しての加点は行わないため、1 事業者 1 0 点が上限です。 点数配分は以下のとおりです。 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業（タイプⅡ）：5 点 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業：10点
6-5	ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」の申請期限はいつですか？	・今年度は、令和6年7月5日までとなっています。認定が令和6年12月31日以降となるため令和8年度からの入札参加資格に対する審査で加点される予定です。
6-6	ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度（タイプⅡ）」の申請期限はいつですか？	・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度（タイプⅡ）」の登録は随時受付ています。ただし、翌月1日付けで登録証を交付しています。
6-7	ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	主観的事項審査の確認資料は何を提出すればよいですか？	・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定証」、「岐阜県子育て支援エクセレント企業認定証」又は「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証」若しくは「岐阜県子育て支援企業登録証」（タイプⅡに限る。）の写しを提出してください。
6-8	ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定証」のサイズがA 3 サイズ以上のため写しの提出が難しいですが、どうすれば良いですか？	・コピーが難しい場合は、写真での提出を認めています。

NO.	分類	質問	回答
6-9	ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況	「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」や「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」の制度概要や応募方法が知りたいですが、どこで確認できますか？	・以下リンク先から確認できます。 【岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度】 < https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8666.html > 【岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度】 < https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8315.html > ・制度に係ることで不明点がある場合は、岐阜県健康福祉部子ども・女性局男女共同参画・女性の活躍推進課企画係までお問合せください。 電話：058-272-8237（直通）
7-1	地域社会への貢献度	「ぎふ・ロード・プレーヤー」の制度概要や申請方法が知りたいですが、どこを確認すればよいですか？	・以下リンク先から確認できます。 < https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1528.html > ・制度に係ることで不明点がある場合は、岐阜県県土整備部道路維持課路政係までお問合せください。 電話：058-272-8572
7-2	地域社会への貢献度	「清流の国ぎふリバーサポーター」の制度概要や申請方法が知りたいですが、どこを確認すればよいですか？	・以下リンク先から確認できます。 < https://www.pref.gifu.lg.jp/page/193260.html > ・制度に係ることで不明点がある場合は、岐阜県県土整備部河川課水政係までお問合せください。 電話：058-272-8593
7-3	地域社会への貢献度	「清流の国ぎふリバーサポーター」の確認資料は何を提出すればいいですか？	土木事務所の受付印がある実施報告書の写しを提出してください。
7-4	地域社会への貢献度	「地域社会への貢献度が高いと認められるボランティア活動」を「定期的に」行った場合に加点するとありますが、何回以上参加する必要がありますか？	1つの活動で2回以上又は、2つの活動を1回以上参加している場合認められます。
7-5	地域社会への貢献度	「その他地域社会への貢献度が高いと認められるボランティア活動」はどういったものが対象となりますか？	岐阜県、県内市町村又は県内建設関連団体が主催・共催・後援となる活動が対象となります。
7-6	地域社会への貢献度	「その他地域社会への貢献度が高いと認められるボランティア活動」で提出する様式も改正されましたか？	・従来の様式（「ボランティア活動参加証明書」と「ボランティア活動状況報告書」）に、「主催・共催・後援」した団体名を記載する欄を追加しました。 ・以下のリンク先から確認できます。 < https://www.pref.gifu.lg.jp/page/450.html >
7-7	地域社会への貢献度	「その他地域社会への貢献度が高いと認められるボランティア活動」で自社の活動として、自社近辺の道路清掃活動を行いました。加点の対象となりますか？	改正後の基準では、岐阜県、県内市町村又は県内建設関連団体が主催・共催・後援となる活動のみが加点対象となるため、自社の清掃活動等は加点対象外になります。
7-8	地域社会への貢献度	「その他地域社会への貢献度が高いと認められるボランティア活動」で、岐阜県、県内市町村、県内建設関連団体から「ボランティア活動参加証明書」を取得するのが難しいですが、どのようにすればいいですか？	・「ボランティア活動参加証明書」の取得が難しい場合は、自社証明の様式「ボランティア活動状況報告書」を提出してください。 自社証明の様式主催・共催・後援となった団体名も記載してください。 ・以下のリンク先から確認できます。 < https://www.pref.gifu.lg.jp/page/450.html >
7-9	地域社会への貢献度	「その他地域社会への貢献度が高いと認められるボランティア活動」での提出をしたいと考えています。 「県内建設関連団体」の判断はどのようにすれば良いですか？	【令和7年2月17日追加】規約等を持ち、多数決の原則により運営され、存続性がある「権利能力なき社団」と認められる建設業に関連する任意団体であれば加点対象となります。（建設業者が2社以上加入している団体）